

「キャッシュカード預かります」

という電話は詐欺 !!

金融機関職員、警察官などになりすまし、キャッシュカードを預かったり、暗証番号・口座番号を聞き出したりして、預金をだまし取る事件が全国で多発しています。

当組合の職員が、キャッシュカードをお預かりしたり、暗証番号をお聞きしたりすることは、一切ありませんのでご注意ください。

【詐欺の事例】

- 「あなたの口座が（詐欺事件に）悪用されていることがわかった」
- 「新しいキャッシュカードに変更するため、当組合職員（警察官、銀行協会職員など）があなたに自宅にとりに行く」
- 「キャッシュカードを預けてほしい」
- 「手続きに必要なで暗証番号を教えてほしい」

【被害に遭わないために】

- 当組合の職員が所定の「受取書」を発行することなしにキャッシュカードや通帳等をお預かりすることはできません。また決して、暗証番号をお尋ねすることはありません。
- 第三者から電話等で「キャッシュカードを預かります」「暗証番号を教えて」などと持ちかけられた場合は、電話を切って、すぐに最寄りの警察に通報いただきますとともに、当組合のお取引店へご一報くださいますようお願い申し上げます。

令和2年5月

